

{ 年度末で退職する皆さまへ }

共済積立貯金の解約をお願いします

年度末で組合員の資格を喪失する場合は、3月2回目(3月15日当組合提出期限)までに「[貯金払戻\(解約\)請求書](#)」を所属所の共済事務担当課へ提出をお願いします。

印鑑が相違している場合は解約できませんので、請求書には必ず[届出印](#)を使用してください。

また、少額貯蓄非課税制度を適用している方は、「[非課税貯蓄廃止申告書](#)」の提出もお願いします。
